○電線共同溝を整備すべき道路の指定…………………… 変更の届出…………………………………………………………………… として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の

(河川

砂防課) … 二

同 同

: = : = (道

路

課)

(保健衛生課) …

(開発課)

:

Æ.

○証紙売りさばき人の業務の廃止の届出………………… ○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………… ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……… ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除

(会計管理課) ::

ᄪ 깯

同

:

同 同

: :

同

:

公

告

〇右

同.....

県上

民地

局域

:

Ħ.

県東

民地

局域

:

Ħ.

公安委員会

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………

会

計

課

:

六

第四千三百七十一号

平成二十九年

青森県告示第七百五十八号

二十一号)第十九条の規定により、 行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、 一号の規定により公表する。 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則

次のとおり指定医から主として指定難病の診断を

同令第二十一条第

(平成二十六年厚生労働省令第百

平成二十九年十一月六日

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主

告

示

目

次

Ì	
を 行 う 医 寮 機 関主として指定難病の診断	青森県知事
ļ	
	村
<u>.</u>	申
•	吾

変更後	変更前		₹ }
定難 医病 指		の指 区定 分医	
植 山		氏	
和 正		名	
病院 青森慈恵会	念病院 院 院 就 前 記 整	名称	を行うだ
一 字近野一四六の 青森市大字安田	字西田五九の一弘前市大字境関	所 在 地	/ 医療機関指定難病の診断
整 形 外 科		診担 療 科 名 る	
元平 ・成 ・ ・		月	変更

青森県告示第七百五十九号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、 告示の日から平成二十九年十二月五日まで青森県県土整備

平成二十九年十一月六日

示

青森県知事 申

三

村

吾

青森県告示第七百六十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項

番図 号面 2 1 県 県 種道 路 道 類の 道 井線屋ニッ 沢線岳鰺ケ 路 線 名 は二小班から中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字湯ノ沢国有林第一一五林班 弘前市大字城東北四丁目五の二から ハ小班まで中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字湯ノ沢国有林第一一五林班中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字湯ノ沢国有林第一一五林班 弘前市大字高崎一丁目一の一まで 変 更 0 区 間 前後別 の 後 前 後 前 五八・〇〇メートルまで二二・一〇メートルから 五八・〇〇メートルまで二二・一〇メートルから 敷 三・九〇メートルまで〇・〇〇メートルから ○・八○メートルまで九・○○メートルから 地 0) 幅 員 敷 九四三・〇〇メー 九四三・〇〇メート 地 五六・〇〇メート 五六・〇〇メート 0)

延

長

備考

1

青森県告示第七百六十号

の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、

同条第四項

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年十二月五日まで青森県県土整備 次のとおり

平成二十九年十一月六日

部道路課において一般の縦覧に供する。

青森県知事 \equiv 村 申

吾

井線・井線・一川・井線・一川・井線・一川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川・川	沢線県道弘前岳鰺ケ	路線名
第一一五林班ハ小班まで第一一五林班ハ小班まで第一一五林班は二小班から第一一五林班は二小班から中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字湯ノ沢国有林中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字湯ノ沢国有林	弘前市大字城東北四丁目五の一まで弘前市大字城東北四丁目五の二から	供用開始の区間
二九・一一・ 七	平成完・二・六	の供 期 日始

の規定により公示する。 県道 平成二十九年十一月六日 道路の種類 町居平賀停車場線 路 線 名 平川市本町平野一八の三から 平川市柏木町藤山三〇の一四まで 青森県知事 X 三 村 間

申

吾

青森県告示第七百六十二号

準用する同条第四項の規定により公示する。 五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において 砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土 (平成十二年法律第

え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、 青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

(3) 平成29年11月6日 月曜日

本町土砂災害警戒区域及び本町土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 爭

成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事

次の図面のとおり

図面省略

栄町三丁目一号土砂災害警戒区域及び栄町三丁目一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

(図面省略)

2

急傾斜地の崩壊

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

青

3

(図面省略)

三 古間木一丁目一号土砂災害警戒区域及び古間木一丁目一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

四 春日台一丁目土砂災害警戒区域及び春日台一丁目土砂災害特別警戒区域

> 1 解除する区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

3

図面省略

青森県告示第七百六十三号 土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における

その関係図面は、 青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備 おいて準用する同条第四項の規定により公示する。

土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項に

え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

青森県知事

三

村

申

吾

春日台二丁目二号土砂災害警戒区域

解除する区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

青森県告示第七百六十四号

律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び 土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法

項の規定により公示する。 え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備

ので、

え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

その関係図面は、

青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備

律第五十七号)第七条第一項の規定により、

土砂災害警戒区域を次のとおり指定する

同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

1 指定の区域

本町土砂災害警戒区域及び本町土砂災害特別警戒区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 伞

成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事

次の図面のとおり

(図面省略)

春日台二丁目二号土砂災害警戒区域及び春日台二丁目二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域 青

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第七百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法

栄町三丁目一号土砂災害警戒区域

青森県知事

三

村

申

吾

1 指定の区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

二 古間木一丁目一号土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊

1 指定の区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

青森県告示第七百六十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一

部を次のように改正する。

平成二十九年十一月六日

第二号の表中

金木出張所 五所川原市金木町朝日山

青森県知事 三 村 申

吾

を削る。

青森県告示第七百六十七号

入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。 次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十五年九月十七日をもって青森県収

青森県知事

三

村

申

吾

る。

平成二十九年十一月六日

十和田市西三番町一九の一五 売りさばき人の住所及び氏名

六男

争議行為の通知の公表

陽子から労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に 基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令 (昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により公表する。 青森市妙見三丁目一の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申

吾

争議行為の目的

生活を守る賃金と雇用の確保等

争議行為をなす日時

平成二十九年十一月十日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、 八戸医療生活協同組合の全職場又は一部 津軽保健生活協同組合の全職場又は一

兀 争議行為の概要 右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をは

> あらゆる形の争議行為を単独又は、 併用して行う。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

平成二十九年十一月六日

青森県知事

三

村

申

吾

商号又は名称 タグチ建築事務所

氏名 田口慎一

 \equiv

許可番号 青森県知事許可(般—二七)第一〇〇五五二号 主たる営業所の所在地 青森市幸畑三丁目一九の七

四

Ŧī. 取消年月日 平成二十九年十月二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十九年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 、届出に

る。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十九年十一月六日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

商号又は名称 有限会社菱和建設

<u>-</u> 代表者の氏名 中村光義

 \equiv 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字貝塚家ノ前一一の一

平成二十九年十月十日

許可番号

四

五

取消年月日

建築工事業に係る一般建設業の許可

安 委 員

平成二十九年十一月六日

青森県警察本部長

物品等の名称及び数量

電子計算機等(免許台帳ファイリングシステム県間通信装置)

青森市新町二丁目三の一

般競争入札

四

Ŧī.

株式会社JECC

青森県知事許可(般—二七)第五〇〇一一九号

七

落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で、

最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者

五十五万千六百円

としたものである。

入札の公告を行った日

平成二十九年八月二十三日

六

落札金額

取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十九年十月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第十二条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令

住 友

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

契約の方法

落札者を決定した日

平成二十九年十月十二日

落札者の名称及び住所

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

賃貸借

式 仁

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一

番 県号

毎週月・水・金曜日発行